

薩摩國地域内産品輸出促進補助金交付要綱

(令和3年薩摩川内市貿易振興協会規程第5号)

(目的)

第1条 この要綱は、薩摩國広域輸出促進協議会を構成する自治体の区域内の産品（以下、「地域内産品」という。）の海外販路開拓・拡大を図るため、川内港において外貿定期コンテナ船（外貿コンテナを輸送する内航フィーダーコンテナ船を含む。以下「外貿定期コンテナ船等」という。）を利用する荷主に対し、その輸出に要する経費の一部を本協会が補助することにより、川内港における新たな荷主の発掘を図り、もって川内港の背後圏における貿易活動の拡大に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する事業者等とする。

- (1) 川内港を利用すること。
- (2) 地域内産品（薩摩國広域輸出促進協議会を構成する自治体内で収穫、生産又は製造された食品に限る。）を外貿定期コンテナ船等により輸出すること。
- (3) 薩摩國広域輸出促進協議会を構成する自治体の区域内に本社又は営業所等を有することを原則とし、薩摩國広域輸出促進協議会が認定した荷主であること。

2 前項の補助対象者は、川内港貿易補助金との重複受給ができるものとする。ただし、利用運送事業者（第2種）による小口混載サービスを受けた者は、対象外とする。

(補助対象期間)

第3条 毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、コンテナ1個当たり2万円（20フィートコンテナ、40フィートコンテナに関わらず同額）とする。ただし、補助金の限度額は予算の範囲内とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする荷主（以下「申請者」という。）は、直接又は海貨業者等を通じ予め補助金交付申請の仮予約（別記第1号様式）を行い、当該貨物の輸出を行った日から当該年度の末日までに、薩摩國地域内産品輸出促進補助金交付申請書（別記第2号様式。以下「申請書」という。）に別に定める書類を添えて、会長に提出するものとする。ただし、当該年度の末日直前に当該貨物の輸出を行った荷主にあつては、当該貨物の輸出を行った日から14日以内に申請書を提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、薩摩國地域内産品輸出促進補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するとともに、補助金を交付する。

(不交付決定)

第7条 会長は、前2条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが不適当と認めるときは、薩摩國地域内産品輸出促進補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知する。

(補助金の返還)

第8条 会長は、補助対象者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けていると認めるとき、又はこの要綱に規程する義務に違反していると認めるときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定める事項のほか、補助金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日) (令和3年薩摩川内市貿易振興協会規程第5号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。